

固定資産税

課税免除区域を指定

平成24年度の固定資産税の課税を免除する対象区域を左表のとおり指定しました。これは、平成23年度の固定資産税が課税免除となつた被災区域内の土地、家屋のうち、依然として未修繕の土地や家屋、復旧が進んでいない区域を対象として課税免除とするものです。

なお、課税となる資産を所有

◆平成24年度の固定資産税の課税免除対象区域

地 区	課税免除となる地番	一部が課税免除となる地番
境田町	1番～14番	15番～21番、23番～24番
川向町	1番～21番	—
中央町	2番～4番、6番～16番	1番、5番
八幡町	5番～6番、8番～11番	1番～2番、4番、7番、12番
後楽町	—	1番～4番、7番
北浜町	1番～2番、5番～14番	3番～4番
飯 岡	—	第1地割～2地割
長 崎	一丁目（1番～10番、12番）	一丁目（11番）、二丁目（1番～2番、5番）、三丁目（1番～2番、6番～9番）、四丁目（2番～3番、9番）
山 田	第5地割～6地割	第1地割～4地割、第10地割～14地割
船 越	第8地割	第3地割～7地割、第9地割～16地割、第18地割～23地割
織 笠	第2地割	第1地割、第3地割、第6地割～9地割、第11地割～14地割
大 沢	—	第1地割～3地割、第5地割～13地割

する方には納税通知書を6月中旬に送付しますので、期限までに納付をお願いします。

また、所有する資産がすべて課税免除となつた方には、納税通知書を送付しませんので、ご了承ください。

▽納期限 ▼第1期：7月2日
▼第2期：10月1日 ▼第3期：11月30日 ▼第4期：来年2月28日

■固定資産の評価替え

固定資産の価格（評価額）は、3年ごとに直す制度がとられています。本年度がその評価替えの年となることから、土地と家屋の固定資産税額が、前年度と比べて変わっている場合がありますのでご注意ください。

■家屋被害調査の終了

これまで東日本大震災による家屋の被害調査を行ってきましたが、町内では約6000棟（非住家も含む）の家屋が被災しました。震災から1年以上が経過し、被災証明書の申請件数も減ってきたことから、5月末で震災被害による調査を終了します。皆さんのご理解をお願いします。

◆問い合わせ 町税務課資産

係（☎82-3111内線113、114）へどうぞ。

被災者住宅再建支援事業

住宅を建設・購入した場合の費用を一部補助

町では、東日本大震災により居住していた住宅が全壊または解体され、新たに町内に住宅を建設・購入する世帯に費用の一部を補助します。

▷対象 次の2つの要件をいずれも満たしている被災された世帯

①東日本大震災で岩手県内の居住する住宅が全壊または解体されたことにより、被災者生活再建支援金の基礎支援金（複数世帯100万円、単数世帯75万円）を受給していること。

②町内に住宅を建設または購入することにより、被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入 複数世帯200万円、単数世帯150万円）を受給していること。

※平成23年3月11日以降、すでに被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）を受給している世帯も対象となります。

※新たに建設・購入する住宅が山田町以外の県内市町村の場合は、住宅がある市町村で申請手続きを行ってください。

※上記の2つの要件を満たしても、建設・購入される建物の種類や費用、契約した形態などにより、補助を受けられない場合があります。

▷補助金の額

世帯区分	補助額
複数世帯	100万円
単数世帯	75万円

※世帯区分は、既に受給されている基礎支援金の区分に基づきます。

▷申請開始日 5月21日（月）

▷申請期限 平成29年3月31日

▷申請場所 町健康福祉課7番窓口

▷時間 午前8時半～午後5時半（土・日、祝日は除く）

▷申請に必要なもの ▶住宅の建設・購入が確認できる契約書の写し▶被災者生活再建支援金支給通知書の写し▶預金通帳の写し▶印鑑——です。

◆申請先・問い合わせ 町健康福祉課福祉チーム（☎82-3111内線148）へどうぞ。